

川西市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

川西市長

越田 謙治 郎

川西市条例第 27 号

### 川西市事務分掌条例の一部を改正する条例

川西市事務分掌条例（昭和 42 年川西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

#### (5) 生涯学習部

第 2 条市民環境部の項を次のように改める。

#### 市民環境部

- (1) 消費生活及び生活安全に関する事項
- (2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項
- (3) マイナンバーカードに関する事項
- (4) 行政センターに関する事項
- (5) 住居表示に関する事項
- (6) 商工及び農政に関する事項
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 生活環境及び環境政策に関する事項
- (9) 自然保護に関する事項

第 2 条市民環境部の項の次に次の 1 項を加える。

#### 生涯学習部

- (1) 生涯学習に関する事項
- (2) 芸術・文化に関する事項
- (3) 観光及び都市交流に関する事項
- (4) スポーツに関する事項

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。